

## V 給与所得者の確定申告

### 1 給与所得者が確定申告を必要とする場合

給与所得者は、給与の支払者の下で年末調整が行われ、これによって、各月において源泉徴収された税額は精算されますので、多くの人は確定申告をする必要はありません。

しかし、給与所得者のうちには、給与所得のほかに他の所得があったり、一定の場合には年末調整が行われないなどの理由で、確定申告をしなければならない人がいます。

確定申告をしなければならない人は、本年中の所得から配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除その他の所得控除を差し引き、その金額を基にして算出した税額が、配当控除額及び年末調整の際に控除を受けた（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額との合計額よりも多い人で、次のいずれかに該当する人です。

- ① 本年中の給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ② 1か所から給与を受け、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合に、給与所得及び退職所得以外の所得金額（地代、家賃、原稿料など）の合計額が20万円を超える人
- ③ 2か所以上から給与を受け、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合に、年末調整を受けた主たる給与以外の従たる給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える人

ただし、2か所以上から給与を受ける給与所得者であっても、その給与収入の合計額（その人が社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦（寡夫）控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は扶養控除を受ける場合には、その給与収入の合計額からこれらの控除の額を差し引いた金額）が150万円以下である人で、しかも、給与所得及び退職所得以外の所得金額の合計額が20万円以下の人は、確定申告をする必要はありません。

- ④ 常時2人以下の家事使用人のみを雇用している人に雇われている人など、給与の支払を受ける際に源泉徴収をされないことになっている人
- ⑤ 同族会社の役員やこれらの役員と親族関係などにある人で、その会社から給与のほかに貸付金の利子、不動産の賃貸料、機械器具の使用料などの支払を受けている人
- ⑥ 災害により被害を受け、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」（以下「災害減免法」といいます。）の規定による徴収猶予又は還付を受けている人

これらに該当する人は、平成29年2月16日（木）から3月15日（水）までの間に各人の納税地（通常は住所地）の所轄税務署長に確定申告書を提出することになります。

なお、還付申告は、平成29年2月15日（水）以前でも行うことができます（税務署の閉庁日（土・日曜・祝日等）は、税務署では相談及び申告書の受付は行っておりません。）。

### 2 退職所得がある人の場合

退職所得については、一般的に、所得税及び復興特別所得税の課税は退職金の支払の際に、支払者が所得税及び復興特別所得税を徴収する源泉徴収だけで済まされます。

外国企業から受け取った退職金などで、源泉徴収されないものがある場合には、他の源泉徴収されている退職金も含めて確定申告をする必要があります。

なお、前記1の確定申告をしなければならない人は、退職所得以外の所得については、申告をしなければなりません。

### 3 源泉徴収税額のある給与所得者で確定申告をすればその源泉徴収税額が還付される場合

給与についての源泉徴収の段階では、雑損控除や医療費控除などの所得控除は受けられないことになっているため、これらの控除は確定申告によって受けることになります。

給与所得者で確定申告をすれば源泉徴収税額の還付が受けられるのは、次のような人です。

- ① 年途中で退職して年末調整を受けなかった人で、その後その年中に他の所得がないことなどにより、給与について源泉徴収された税額が納め過ぎとなる人
- ② 災害により住宅や家財についてその価額の50パーセント以上の損害を受けたため、災害減免法の規定による所得税の軽減、免除を受けようとする人
- ③ 災害、盗難又は横領により住宅や家財について損害を受けた場合や災害等に関連してやむを得ない支出をした場合に、その損害額や支出した金額が一定の金額を超えるため、所得税法の規定による雑損控除を受けようとする人（②の軽減や免除を受ける人は、その災害による損失額については、この控除は受けられません。）
- ④ 支払った医療費の金額が、10万円か所得金額の合計額の5パーセント相当額のいずれか低い金額を超えるため、所得税法の規定による医療費控除を受けようとする人
- ⑤ 国や特定公益増進法人等に対して支払った寄附金、ふるさと納税（都道府県・市区町村に対する寄附金（「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用を受ける場合を除きます。）、認定特定非営利活動法人の行う一定の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金、特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額又は特定の政治献金が2千円を超えるため、所得税法又は租税特別措置法の規定による寄附金控除を受けようとする人
- ⑥ 所得が一定額以下の人などで、配当所得があるため所得税法等の規定による配当控除を受けようとする人
- ⑦ 外国で所得税に相当する税を納めた人で、所得税法の規定による外国税額控除を受けようとする人
- ⑧ 住宅の取得等をしたため、租税特別措置法の規定による（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受けようとする人や、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用が2年目以降となる人で年末調整の際にその控除を受けていない人
- ⑨ 退職手当等の支払を受ける際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったために、その支払額に20.42パーセントの税率で源泉徴収された人で、その源泉徴収税額が退職所得控除額等を適用して求めた税額を超えている人
- ⑩ 政党等に対して政治活動に関する一定の寄附をしたことにより政党等寄附金特別控除を受けようとする人
- ⑪ 認定特定非営利活動法人に対する一定の寄附金又は一定の公益社団法人等に対する寄附金が2千円を超えるため、租税特別措置法の規定による所得税額の特別控除を受けようとする人
- ⑫ 一定の耐震改修を行った人で、住宅耐震改修特別控除を受けようとする人
- ⑬ 一定の特定改修工事を行った人で、住宅特定改修特別税額控除を受けようとする人や一定の認定住宅の新築等を行った人で、認定住宅新築等特別税額控除を受けようとする人
- ⑭ 特定支出の額の合計額が、給与所得控除額の2分の1に相当する金額を超えるため、給与所得者の特定支出控除の特例を受けようとする人

#### ◎ 給与所得者の特定支出控除の特例

給与所得者が、特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が、給与所得控除額の2分の1に相当する金額を超えるときは、確定申告書等を提出することにより、その年分の給与所得の金額は、次の算式により求めた金額とすることができます。

$$\left( \begin{array}{l} \text{給与所得控除後の} \\ \text{給与等の金額} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{特定支出の額の合計額のうち給} \\ \text{与所得控除額の2分の1に相当} \\ \text{する金額を超える部分の金額} \end{array} \right) = \text{給与所得の金額}$$

この特定支出とは、①通勤のために必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のための支出、②転任に伴う転居のための支出、③職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得するために受講する研修のための支出、④職務の遂行に直接必要な資格の取得費、⑤転任に伴い単身赴任をしている人の帰宅のための往復旅費、⑥職務に関連する図書を購入するための支出・勤務場所において着用することが必要とされる衣服を購入するための支出・給与等の支払者の得意先、仕入先などの職務上関係のある方に対する接待等のための支出（支出の合計額が65万円を超える場合には、65万円までの支出に限ります。）で、一定の要件に当てはまるものをいいます。

なお、この特定支出控除の特例の適用を受けるためには、確定申告書等に特定支出に関する明細書、給与の支払者の証明書、特定支出の金額等を証する書類の添付等が必要です。

詳しくは、「給与所得者の特定支出控除について」（国税庁ホームページに掲載しています。）をご覧ください。

なお、源泉徴収税額の還付を受けるために、確定申告をする給与所得者に対して注意事項を周知するための文例を103ページに掲載していますので、社内LAN、掲示板等への掲載や従業員へ交付するなど是非ご活用ください。